

青森県中央県税事務所長 様

※ 申請者 (納税義務者) 住所 氏名

(電話 - 局 番)

個人番号

個人番号入力欄

身体障がい者等に係る 自動車税 減免申請書(新規・変更)

青森県県税条例 第159条第1項第 号 に該当し、同項の規定による減免を受けたいので下記のとおり申請します。

自動車 登録番号 身体障がい者等 住所 氏名 申請者との関係 別紙のとおり【自動車検査証(写)】 定置場 種類 型式 形状 自動車の使用目的 運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの免許情報記録 身体障害者手帳等 別紙のとおり【運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの免許情報記録(写)】 別紙のとおり【手帳等(写)】 自動車税(課税額) 自動車税(申請額) 区分

<EXAE090402>

登録番号 減免申請年月日 氏名 月分

<EXAE090601>

(注)アミの入っている部分は記入しないでください。

身体障がい者等の通学等に関する申出書

青森県県税条例施行規則 第13条の2第2項 の規定により下記のとおり申出します。

区分 通学 通院 通所 生業 所在地 回数 期間 理由等

※1 「回数」の「週・月・年」欄の該当するものを○で囲んでください。また、使用回数は往復で1回とし、1日に数回使用する場合でも1回としてください。

※2 (病名)は、正式な病名でなくても差し支えありません。

## [申請方法]

次の1から4までに掲げるものを持参して、青森県中央県税事務所か、お近くの県税事務所で、申請の手続きを行ってください。

- 1 次の手帳のいずれか。
  - (1) 身体障害者手帳
  - (2) 戦傷病者手帳
  - (3) 療育(愛護)手帳
  - (4) 精神障害者保健福祉手帳
- 2 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
- 3 自動車検査証
- 4 身体障がい者等と生計を一にする方又は障がい者世帯重度身体障がい者等を常時介護する方が自動車を運転する場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書
  - (1) 身体障がい者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
  - (2) 戦傷病者の場合は、県の健康医療福祉政策課長の証明書
  - (3) 知的障がい者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
  - (4) 精神障がい者の場合は、青森市福祉事務所長、八戸市福祉事務所長又は保健所の長の証明書

注 「個人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。